

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第1回大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

----- ○ -----  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。10番、及川伸君及び11番、金崎悟朗君を指名いたします。

----- ○ -----  
日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月15日までの14日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月15日までの14日間と決定いたしました。

----- ○ -----  
日程第3 諸般の報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告を行います。

議長会等の動向につきましては、概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますのでごらん願います。なお、詳細につきましては、関係書類が事務局にございます。

次に、本日までに受理した請願は、会議規則第91条及び92条の規定により、お手元に配付の請願文書のとおり所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会の報告及び岩手県沿岸南部広域環境組合議会の報告並びに岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告は別紙のとおりですので、ごらん願います。

----- ○ -----

日程第4 町長並びに教育長施政方針演述

○議長（小松則明君） 日程第4、町長並びに教育長の施政方針演述を行います。

初めに、町長の演述を求めます。町長。

○町長（平野公三君）

本日ここに、平成30年第1回大槌町議会定例会の開会に当たり、平成30年度の町政運営に臨む私の所信の一端を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

冒頭、東日本大震災津波において、災害公営住宅の建設など多大な御支援をいただいた台湾におかれましては、先月6日に台湾東部で発生した強い地震により、犠牲になられた方々の御冥福をお祈りいたします。また、一日も早い復興と復旧と、被害に遭われた方々の生活が一日でも早く取り戻せるように心からお祈り申し上げます。

あの東日本大震災津波の発災から、7回目の3月11日を迎えようとしております。先日、2柱の身元不明の御遺骨が家族のもとに還られたことに安堵するとともに、改めて、震災で犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

今もなお、多くの方々が応急仮設住宅などにおいて、不自由な生活を余儀なくされております町民の皆様に改めて心からお見舞い申し上げます。また、大槌から離れた地においても、大槌を思い、復興を応援いただいている皆様に対し、改めて心から感謝を申し上げます。

平成23年度から進めてきた大槌町東日本大震災津波復興計画は、平成30年度に計画期間の最終年度を迎えます。防災集団移転や土地区画整理など面整備を着実に進め、一日も早く復興を成し遂げるためにも引き続き各種事業に取り組み、被災者の生活再建状況、復興の進展を注視しつつ、課題、問題に対して適切に柔軟な対応を進めてまいります。

人口減少と少子高齢化は全国的な問題でもあり、当町の人口減少問題については現状をしっかりと捉え、人口減少の抑制を図るため各分野の事業を確実に取り組んでまいります。

これまでも進めてきた地方創生総合戦略においては、外部評価による委員の意見、提言を踏まえ、今後も町の特色ある地域資源を活用した魅力あふれる町の創出に向け引き続き取り組んでまいります。

また、本会議で上程しております釜石市との定住自立圏形成協定においては、これまでも釜石市と取り組んできた共通課題を克服すべく、大槌町と釜石市が自主性と自立性を互

いに尊重し、それぞれの強みを生かして広域的な取り組みを進めてまいります。

町の組織体制については、引き続き全国の自治体から職員派遣の支援をいただきながら、復興事業の完遂に向け必要な人員体制を確保してまいります。

なお、復興の加速化を目的として導入した部局制については、復興事業の着実な前進を見据え、復興計画期間が終了する平成30年度末で廃止する方針とし、復興の進捗状況に併せた行政組織体制への移行を進めてまいります。

復興事業の終期が見え始め、年々予算規模は震災前の予算規模に向かうとともに厳しい財政状況が予想されますが、復興を見据えた大槌再構築を図るためにも中心市街地の活性化、産業のなりわい変革、交流人口拡大の三つの柱のもと町民所得向上への第一歩として新年度予算を編成いたしました。

一方、財政状況は国勢調査人口の減少により交付税が減少しており、既存事業の取捨選択と歳入の確保が課題ではありますが、ふるさと納税や収納強化を図り自主財源の確保に努めるとともに、経常経費の削減、公債費等の将来負担の抑制に努め健全な財政運営を推進してまいります。

平成30年度における具体的な施策ではありますが、復興基本計画に掲げる四つの生活基盤において、第3期復興実施計画と各種計画が連動した施策を次のとおり取り組んでまいります。

初めに、空間環境基盤の取り組みであります。

まずもって、一日も早い住まいの確保を推進してまいります。

生活再建の基盤となる復興事業のハード整備は終盤に差しかかり、復興後のまちの姿が徐々に見え始め住宅建設に着手する方がふえております。今後においても、この勢いをとめることなく、恒久的な住環境の整備を力強く進めてまいります。

土地区画整理事業につきましては、これまでに、町方、赤浜、吉里吉里地区で使用収益開始率が100%に達しており、安渡地区においても、平成30年度中に100%に達する見込みであります。引き続き、早期に住宅建設ができるよう事業を進めてまいります。

次に、防災集団移転促進事業につきましては、全体で422宅地の整備を進めており、平成30年度中に全宅地の完成を目指し着実に進めてまいります。

また、漁業集落防災機能強化事業につきましては、浪板、赤浜の両地区で宅地造成工事が完了しており、今後においても、着実に工事を進めるとともに、情報を適時に公表してまいります。

災害公営住宅の整備につきましては、平成29年度末までに724戸が完成し、平成30年度はさらに147戸の完成を予定しており、全体の完成率は99%に達する見込みです。

さらに、災害公営住宅における収入超過者の家賃の上限を岩手県と同様の額に定めるとともに、収入超過者の認定基準を引き上げることとし、町営住宅等条例及び規則を一部改正するなど、被災者の方々へ寄り添った対応を進めてまいります。

土地区画整理事業区域内の土地の利活用を推進するため、昨年、運用を開始した「空き地バンク制度」については、毎日のように相談や問い合わせをいただいている状況です。

これまで、本制度に地権者から36件の登録をいただいております。9件が契約成立に至っております。今後も引き続き制度の円滑な運用と周知を図り、活発な利用が図れるよう努めてまいります。

次に、循環型道路網整備に係る（仮称）三枚堂大ケロトンネル工事については、2月末現在、総延長1,035メートルに対して、約880メートルまで掘削し、来年3月末の完成を目指し順調に進んでおります。大柵橋架替工事は、30年度上期には上部工を発注し、本格的な架け替え施工に入ります。さらに、白澤橋に隣接して人道橋及び歩道設置については、復興交付金を活用して進めてまいります。

三陸沿岸道路の工事は着実に進展し、30年度には大槌インター釜石北インター間を除き、宮古まで開通するとともに、東北自動車道横断道道路釜石花巻間も全線開通となります。さらに、国道340号立丸トンネルの全線開通も予定されており、内陸部との交通網が一層進化することになります。2019年、ラグビーワールドカップ前には三陸沿岸道路の大槌インターの本格供用開始もされる予定であり、交流の活発を期待するものであります。

災害時における「命の道」としての役割が期待される長年の悲願である土坂トンネルの事業化を目指し、町民が一丸となって国、県等に要望する体制づくりの再構築を図ってまいります。

防災集団移転促進事業により取得した移転促進区域内の土地の利活用については、これまで現状及び諸条件等を踏まえ、基本的な土地利用計画の検討を進めてきたところがあります。

30年度は、産業用地の整備、仮設グラウンドの本設化、郷土財活用湧水エリアの整備など各計画の具体化に取り組んでまいります。

多重防災への取り組みであります。従来のハード面を中心とした一線防御から、ハード、ソフト両面の施策の総動員による多重防災への転換を進めてまいります。これまで、第一防御ラインとしての海岸保全施設の整備と併せて、第二防御ラインとして、高台移転や宅地のかさ上げを第三防御ラインとして、避難路、避難場所の整備などの対策を進めてまいりました。

そして最終防御ラインとして、我々は災害と隣り合わせで暮らしており、自分の身は自分で守らなければならないという意識を防災教育・防災訓練で醸成してまいります。

来年度は、住宅再建が加速化している防集団地や区画整理区域内など、新たな住宅地に災害情報を確実に伝達する防災行政無線の整備を進めるとともに、緊急事態の発生を瞬時に伝える「全国瞬時警報システム」通称Jアラートの新型受信機への移行や、防災ラジオの貸与など、情報伝達体制の強化を図ってまいります。

また、日ごろから災害への意識を持ち、後世に引き継ぐために、震災伝承活動に引き続き取り組んでいくほか、防災の意識高揚と地域防災力の向上を図り、参加しやすい全町一斉の津波避難訓練に取り組んでまいります。

旧役場庁舎の解体については、先般住民説明会を開催して、解体への思いと跡地利用について説明させていただきました。

震災伝承にはさまざまな考えがあることは承知しておりますが、旧役場庁舎については、あの場で多くの犠牲者が出ており、目にすることに耐えがたい思いを感じる方々がいらっしゃることを考えると、私は、被災自治体の長として第一に、そういった方々の気持ちに寄り添いたいと考えます。

解体後の利用案についてですが、旧役場庁舎の敷地は平成26年8月の都市計画決定で「緑地」となっており、緑地の視点からさまざまな活用方法が考えられます。

現在、隣接する御社地町営住宅を津波発生時の緊急的な「避難施設」として指定することを予定しており、旧役場庁舎跡地を「防災空地」として県道を通過する車両の緊急乗り捨て場として整備することを検討します。

平時においては、近隣でのイベントが開催される場合などに、駐車場として活用することも考えられます。

震災時には不幸にして多くの職員が被災した場所ですが、だからこそ、今後はその命を助ける場所として活用を考えていきたいと思っております。

以上の理由から、本定例会に旧役場庁舎の解体に係る予算を追加提案することとして

おります。

交通環境整備の推進については、30年度末に予定されている鉄道の再開に向け、JR東日本旅客鉄道株式会社から三陸鉄道株式会社への経営移管を進めるとともに、交通結節点として当町の玄関口である大槌駅の再建を進めるほか、（仮称）三枚堂大ケロトンネルの開通など、復興事業の進捗に合わせ、持続可能で利便性の高い地域公共交通網の再編に取り組んでまいります。

また、鉄道復旧後の運行を担う三陸鉄道は、県や沿線自治体が出資する第三セクターであり、将来にわたって維持していくためには、地域住民がマイレール意識を持ってみずからの生活の足として利用し支えていく必要があります。

今後、駅開業サポーターの募集や体験乗車会など、引き続き運行再開に向けた機運醸成と鉄道の利用促進に取り組んでまいります。

斎場整備の推進については、現在、用地取得を進めており、平成30年度は土地造成工事、実施設計に着手し、人生の終えんにおいて厳粛に最後のお別れをする場としてふさわしい施設なるよう、早期の完成を目指し進めてまいります。

次に、社会生活基盤の取り組みであります。

町民が健康であることは町の財産であり、生涯を通じて健康で質の高い生活を送るためにも、「みんなが健康で共に支え合い幸せの輪がつながるまちづくり」を目指し、健康寿命の延伸を図る必要があります。そのため、町民一人一人がみずからの健康自覚し、健康的な生活習慣を確立するとともに、地域全体で町民の健康を支え合う体制の確立を推進してまいります。

子ども子育て支援の充実・強化につきましては、今後の町の乳幼児数を見据えた教育・保育体制の確保や持続可能な教育・保育環境の整備を行い、多様な保護者ニーズに対応するため、町内の民間施設の協力を得ながら適切に取り組んでまいります。

また、新たに保育士等の専門職員の確保対策として、給与加算や引越費用の助成、保育士宿舎の借り上げを行う民間保育園等への補助を行うとともに、病児保育事業を民間の協力を得ながら実施し子育て環境の充実を図ってまいります。

介護高齢者福祉施策の展開については、「高齢者が安心して生きがいを持って暮らし続けられる地域社会の実現」を基本理念とし、認知症施策の総合的な推進や地域で支え合う仕組みづくりなど、高齢者に対する福祉施策の取り組みを推進するとともに、継続して可能な限り住みなれた地域の中で安心して生活を送るための事業を推進してまいり

ます。

国民健康保険及び後期高齢者医療保険では東日本大震災により被災した被保険者に係る医療費の一部負担金免除を、国及び県の財政支援を受け、平成30年まで免除期間を延長しており、引き続き被災者の被保険者が医療を受ける機会の確保を図ります。

また、国民健康保険では30年度から県が財政の責任主体となり、市町村は引き続き保険給付、保険税の賦課徴収及び保健事業等を担うこととされていることから、県や県内各市町村と連携し、円滑な運営に努めてまいります。

本年1月末現在、応急仮設住宅には今なお1,381名が入居しておりますが、復興事業の進展により平成30年度は、現入居者のおよそ7割が恒久的な住宅へ移られる見込みであります。

こうした状況を踏まえ、9月には現在の40団地余りの応急仮設住宅を10団地程度へ大規模な集約を図る計画であります。応急仮設住宅の集約に当たっては、入居者の個々の事情によく耳を傾けながら進めてまいります。また、応急仮設住宅団地の入居者の見守り支援や再建に関する悩みや疑問に対する再建支援相談など、きめ細やかに支援してまいります。

今後、多くの方々が再建先で新たな生活が始まることから、コミュニティづくりの基礎となる、自治会・町内会の設立に向けた支援をより一層推進するなど、住民主体による地域課題への解決と地域活動の促進が図られる地域のコミュニティ形成支援に努めてまいります。

次に、経済産業基盤の取り組みであります。

昨年の台風18号の災害復旧を着実に進め、一昨年の台風10号による災害復旧についても早期完了を目指し進めてまいります。

また、年々被害額が増加している農産物に対する有害鳥獣の被害や森林資源のナラ枯れ被害については、関係機関や各団体の協力を得ながら、今後も引き続き対策を講じてまいります。

水産業では、サケ、サンマ、イカなどの不漁が続いており、水産加工業の原材料不足に伴い、価格の高騰を要因とした生産量の低下が懸念されることから、漁協及び関係機関と連携し、魚市場への水揚の拡大を図るとともに、増養殖基盤の創生、支援による水産物の生産量の増強により、つくり育てる漁業の振興を図ってまいります。

また、農、林、畜、水といった、これらの一次産業分野との連携を密にした生産・産

業基盤の充実強化に向け、加工施設の整備を進めるなど、地域の特性、生産物を活かした新たな商品開発や6次産業化の取り組みを進めます。さらに、町内の生産物生産品の高付加価値化、新たな流通・販売方法の検討を進め、地域全体のブランド化を推進してまいります。

商工業の振興については、町方地区等において住宅や店舗の本設再建の動きが本格化しており、引き続き中小企業被災資産復旧事業費補助金など各種補助制度のほか、おおちゃん融資制度、復興特区法に基づいた税制等の優遇措置などの活用促進を図り、事業者の後押しを進めてまいります。

また、事業者の本設再建の加速を促し、新たな「にぎわいづくり」に取り組むとともに、新規起業者の創出を図るため、国・県の支援制度と町独自の補助制度の周知を図ってまいります。

また、仮施設商店街の撤去等においては、事業者の本設の動きを見きわめながら、確実な事業進捗を図ってまいります。

企業誘致については、県や関係機関と連携し補助制度や産業用地の紹介を行うなど、企業誘致の推進に向けた取り組みを進めてまいります。

雇用の取り組みについては、起業促進を図ることを目的に1月には大槌版起業塾「士業・起業ノススメ」を開催し、2月には働き手不足の解消を目的に大槌版プチ勤務カタログを発行しました。引き続き、町外からの働き手と潜在労働力の確保とあわせ、学卒者のUIターン者向けの奨学金返還への助成など若い世代の就職促進を進めてまいります。

人口が減少する中、働き手確保の状況は厳しい状況ですが、企業誘致と雇用の取り組みの相乗効果が生まれるよう、関係機関と一体となって若者や町外の人を惹きつける産業の創出につなげるよう進めてまいります。

観光振興の取り組みについては、当町の観光が目指すべき方向性を再検討し、町民、関係団体、事業者等の連携による観光まちづくりの指針等を定め、効果的に観光復興を押し進めることを目的とした大槌町観光ビジョンを6月の策定に向けて進めております。大槌町の魅力である「海」「食」「伝統芸能・文化」「景観」など大槌町ならではの地域資源を活用した観光振興を町民一丸なって進めてまいります。

ブランド化の推進の取り組みについては、特産品の知名度向上と販路開拓の機会の創出に引き続き取り組むとともに、町内事業者等と連携し、大槌町ならではの「食」、大



榎町といえばこの「食」と言える、製品の開発とブランド化を進めてまいります。

また、観光物産協会の再構築の取り組みについては、観光物産振興を含めた総合的な観光交流事業の推進を目指し、名称を「一般社団法人大榎町観光交流協会」とし、本年4月からの新体制移行に向け、関係者と準備を進めております。

次に、教育基盤の取り組みであります。

これまでに多くの町民と民間団体、関係機関との議論を重ね、先日、大榎町総合教育会議において定めた「大榎町教育大綱」に基づき、ふるさと大榎に愛着・誇りを持ち、未来につなげるふるさとづくりに貢献できる人づくりを目指して、町全体で教育に取り組んでまいります。

この後、教育長から詳しく教育方針を申し上げますが、「おおつち型教育プロジェクト」のもとに、子ども・学校・家庭・地域・行政が一体となった大榎の教育を推進するとともに、それぞれの役割を明確にした大榎町教育基本条例の制定に向けて取り組んでまいります。

本年11月9日・10日に開催予定の小中一貫教育全国サミットでは、大榎学園及び吉里吉里学園等を会場として、全国各地から1,000人以上もの教育関係者が集まり、大榎の子供たちの主体的・協働的な学びの姿を見ていただきます。

今後においても、よりよい教育の充実に努め、子供たちの「豊かな育ち」と「確かな学び」の実現を目指し、学校・家庭・地域が協働して創り上げるコミュニティ・スクールをさらに推進するとともに、安心して学べる環境づくりに努めてまいります。

生涯学習の拠点整備の状況につきましては、先月（仮称）御社地エリア復興拠点施設の本体工事が完了し、本年6月10日に開館を予定しております。

施設内は、会議室や多目的ホールのほか、図書館や町民の文化活動、学習機会及び交流の場として整備するとともに、町の情報発信の場として活用してまいります。

また、本年4月から供用開始する吉里吉里分館は地域住民にとって最も身近な学習拠点というだけでなく、地域のニーズに応じた多様な学習機会の場として、活発な利用を期待しております。

なお、赤浜分館の再建につきましても、計画的に推し進めてまいります。

震災伝承につきましては、「忘れない」「伝える」そして「備える」をコンセプトとして、あの時を伝えるため発災時における記録だけではなく、復興計画の期間内も対象とした震災記録誌を編さんし、後世に震災の事実と教訓を伝承してまいります。

また、（仮称）御社地エリア復興拠点施設に、震災伝承の展示場を整備し、町が経験した被災の記憶を収集保存するとともに、町内外の方々に情報を発信し、今後の防災教育の場として活用してまいります。

鎮魂の森の整備については、本年6月をめどに基本計画を取りまとめ、防潮堤、水門工事が完成する来年10月に工事着手を目指し取り組んでまいります。

なお、鎮魂の森については、町全体の追悼の場、被害と教訓の伝承の場、復興への想いの継承をしていく場であるとともに、町民の憩い・交流空間として整備するものであることから、引き続き住民意見を反映させながら進めてまいります。

これまで、最上位計画で進めてきた復興計画から、後継である「第9次大槌町総合計画」の策定に向けて着手しております。

これから、各分野で将来を担う若者や女性、各種団体との検討を重ね、「共感」以上の「共鳴」できるまちづくりを目指します。

計画には今後10年の大槌を見据え、「産業を振興し町民所得を向上させること」を第一に掲げ、「健康でぬくもりのある社会の構築」と「学びによる郷土文化の育成」、「安全で安心できる生活環境」をつくるため、町の限られたあらゆる資源を最大限に活かし、魅力あふれる町の将来像を具体化・具現化してまいります。

以上、私の町政運営における所信の一端を申し上げます。

結びになりますが、今後も進めるまちづくりには、町民の皆様、各種団体や関係者のみならず、各分野の方々と現場で向き合い対話しながら、それぞれの現実をしっかりと受けとめ、今後、予想される課題・問題をいち早く捉え、きめ細やかな対策を講じながら進める丁寧なまちづくりが必要です。各種分野の現状をしっかりと捉え、次世代に継ぐ明るい大槌を築くため、町民と一丸となって、「愛着と誇りの持てる」自分たちのまちづくりを進めてまいります。

最後に、町民の皆様並びに議員の皆様の一層の御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

----- ○ -----

○議長（小松則明君）

次に、教育長の演述を求めます。

教育長、御登壇願います。教育長。

----- ○ -----

○教育長（伊藤正治君）

平成30年第1回定例会開催にあたり、平成30年度教育行政の方針と必要な施策を申し上げます。

東日本大震災津波からまもなく7年が過ぎ去ろうとしています。

7年という歳月は震災津波後に生まれた子供、震災津波を知らない子供たちが小学校に入学するという時間の長さであります。

復興に向けた歩みが進展し、元気に学校生活を送る児童生徒がいる一方で、いまだ17%余りの児童生徒が仮設住宅での生活を余儀なくされているなど生活環境の多様化が進行しております。

また、町民の交流の拠点となる御社地エリア復興拠点施設「おしゃっち」や各地区の公民館の完成により地域コミュニティへの文化活動の振興が期待されます。

教育委員会といたしましては、新しい教育委員会制度に完全に移行して3年目を迎えますが、今後におきましても総合教育会議の場などを活用し、町長と教育委員会との一層の連携を深めながら、現下の課題に適切に対応しつつ、中長期的な展望も見据えながら、学校教育、生涯学習の推進に取り組んでまいります。

以下、主な施策の大要について申し上げます。

第1は「おおつち型教育プロジェクト」の推進についてであります。

おおつち型教育は、生涯を見通した学びのプロセスを町民全てが共有・実践することにより、持続可能なまちづくりに資する仕組みづくりであります。

先般、「町づくりは人づくりにあり、人づくりは教育にあり」を教育行政の基本に大槌町教育大綱策定いたしました。

大綱の理念として「学びがふるさとを育て、ふるさとが学びを育てる町、おおつち」を掲げ、町民のあり方・目指す姿と基本方針として四つの柱を明確にしました。

学校教育と社会教育の融合を図りながら、幼稚園、保育園等の就学前教育から高校教育いわゆるゼロ歳から18歳までの連続した学びの実現に努めてまいります。

次に、小中一貫教育の充実についてであります。

ふるさと大槌の将来そのものを創造する人材を育成するため、義務教育段階を切れ目なく学ぶ仕組みとして導入した小中一貫教育のさらなる充実を図り、学力の向上と健全育成に努めてまいります。

9年間の学びを貫く、授業・短学活・家庭学習の大槌型基本スタイルにより、子供た

ちの主体的協働的な学びを保障します。また、本町独自の「ふるさと科」の学習を通して、「ふるさとに生まれた誇り」を持ち、ふるさとの歴史、自分のなれ親しんだ郷土の伝統、そして文化を「我がこととして」全国に世界に発信できる人材を育成します。

11月9日、10日には小中一貫教育全国サミットが東北、東日本大震災津波の被災地で初めて当町を会場に開催されます。町民総がかりでサミットを運営することにより、町民の学校教育に対する関心を高め、今後の学校教育の発展につなげるとともに、震災復興の大槌の姿や、大槌のすばらしさを全国に発信し、感謝の意を伝える機会といたします。

また、児童生徒の英語力の向上やグローバル化に対応できる人材を育成するため、姉妹都市のフォートブラッグ市から外国語指導助手を招聘し指導の充実を図っておりますが、加えて生徒間交流派遣事業をとおり、異文化理解やコミュニケーション能力を高め、広い視野を持った人材の育成に取り組んでまいります。

さらに、7月27日に大槌学園を会場に開催されますN I Eの全国大会の取り組みを通して、児童生徒の読む、書く、発信する能力の向上に努めてまいります。

不登校やいじめに関しましては、いじめ防止対策基本方針にのっとり、いじめの防止、早期発見、早期解決に向けて取り組み、問題行動や不適応事例は減少傾向にあるところであります。30年度におきましても、学校教職員、保護者、関係機関や放課後の子供の居場所にかかわるN P O等の各種団体と連携しながら情報を共有し、個々に応じたきめ細かなサポート、心のケア等の支援に努めてまいります。

次に、通学環境の改善についてであります。

現在、児童生徒は、徒歩・自転車・スクールバスで通学をしております。復旧・復興の工事の進展に伴い、通学路の整備、安全施設の設置が進んでいるところでありますが、一層の安全確保のため次の取り組みを行います。

交通安全プログラムにおいて町、県、三陸国道事務所、警察、工事に携わっている関係機関と連携し、環境改善や歩道、路側帯の点検・整備を実施し、日々変化する交通事情に合わせた改善を実施してまいります。

あわせて、これまでも配置しておりましたが、登下校時に合わせて交通保安員を配置し、児童生徒の通学時の安全を確保してまいります。

同様に、通学バスに関しましても、効率的で安全な運行を確保するため、学園、委託業者との月例打ち合わせ会を開催し情報提供共有してまいります。

次に、コミュニティ・スクールの推進についてであります。

平成28年に設置しました大槌町コミュニティ・スクール協議会を核としながら、各学園の学校運営協議会において、学校評価・検証を行い、大槌町総がかりで子供たちを育てていく仕組みを充実発展させてまいります。

あわせて、学校支援コーディネーターにより地域の人材と学校を結び、地域や関係機関との連携で防災教育及び体験学習等を推進し、地域に支えられ、地域を支える学校づくりに努めてまいります。

このほか、「チーム大槌」として学校支援施設と連携してつくる放課後学習支援や安全・安心な居場所づくりでは、「こどもセンター」・「吉里っ子スクール」・「エルシステム」・「NPOカタリバ」や「明治学院大学」との連携で、土曜学びの場・長期休業における季節学びの場を開催し、さまざまな学びや体験学習を通じて、子供たちの興味関心を引き出しながら、学力の向上に努めてまいります。

また、大槌高等学校との連携をこれまで以上に大切に、大槌町コミュニティ・スクール協議会の一員として、義務教育段階の学びとの接続のあり方と高校教育の一層の魅力化への協働のあり方を整備するための環境づくりに努めてまいります。

次に、魅力ある生涯学習の推進及び社会教育施設等の整備について申し上げます。

生涯学習の中核となる社会教育においては、町民の各世代にわたる学習機会の提供や社会参加活動の推進に努めることが重要であります。

そのため、地域の生涯学習・コミュニティ活動の拠点となる地区公民館・分館を整備するとともに、今回再建されます吉里吉里分館については、公民館活動を活性化させるとともに、地域のコミュニティの再生に努めてまいります。

また、6月にオープン予定の図書館につきましても「ひとづくり、まちづくり」につながる施設を目指すとともに、記念すべき開館の年でありますので、さまざまなイベントや企画事業等を計画してまいります。

次に、芸術文化の再生と文化財の積極的活用と保存について申し上げます。

震災以来、町の芸術文化につきましては、町内外の皆様から多大な御支援と御協力をいただきながら、町民文化祭の再開を果たしました。現在では、徐々にではありますが、さまざまなジャンルの作品や展示数も増えてきております。今後もこうした創作にかかわる講座やセミナー等を開催し、町民の学習活動を支援してまいります。

一方、地域文化の継承ということでは、町の伝統芸能に係る収蔵施設等の整備図られ、

今後関係団体との連携に努めながら伝承活動の支援に取り組んでまいります。

埋蔵文化財調査では赤浜Ⅱ及びⅢ遺跡から出土した遺物等の整理事業を進めてまいりましたが、29年度末に調査報告書を刊行する予定であり、今後、調査成果を町民の皆様へ公開してまいります。

また、平成29年9月に史跡、御社地跡にあった津波記念碑の一基が工事中に破損するという事故が発生してしまいましたが、修復も済み年度内には御社地公園に設置する予定であります。

次に、スポーツ・レクリエーション活動の推進について申し上げます。

生涯を通じて誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる生涯スポーツの推進を積極的に進めてまいります。

30年度も5月末にチャレンジデーを開催する予定であり、また、秋には多くの町民が楽しみにしているオリンピックデーフェスタを開催する予定となっております。こうした楽しみながら参加できるスポーツイベントを今後も、積極的に活用し、スポーツに触れ合う機会を提供してまいります。

なお、野球場やサッカー場など運動施設の復旧につきましては、現在、町の復興計画のもとで進められておりますが、こうした施設の復旧が完了するまで、新町仮設グラウンド栄町仮設グラウンドの有効活用を図ってまいります。

以上、30年度の大槌町教育行政に係る施策の概要について申し述べました。

これからの大槌の未来を担う子供たちを健やかに育てることは町民の願いであり、教育にはそれを実現していく使命責任があります。将来の大槌の地域社会の形成者である大槌の子供たちのよりよい成長・発達と各世代の生きがいにつながる、学びの場を構築してまいります。

町民誰もが科学技術や社会制度がこれまでにない早さで変化するこれからの時代をしなやかにしたたかに生き抜いていく力を身につけていくことができるように、今後、より一層、学校、家庭、地域、行政が一体となって大槌の教育の充実、発展に向けて全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます、教育行政方針の所信といたします。

○議長（小松則明君） 11時5分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時52分

○

再 開

午前11時05分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

- 日程第 5 報告第 1号 請負変更契約締結の専決処分の報告について
- 日程第 6 報告第 2号 「大槌町高齢者のための○（まる）ごとプラン7」の  
策定に係る報告について
- 日程第 7 報告第 3号 「大槌町教育大綱」策定に係る報告について
- 日程第 8 議案第 1号 大槌町文化交流センター条例の制定について
- 日程第 9 議案第 2号 大槌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する  
基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第 3号 大槌町町営住宅併設店舗の使用等に関する条例の制定に  
ついて
- 日程第11 議案第 4号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改  
正する条例について
- 日程第12 議案第 5号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 6号 大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 7号 大槌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条  
例について
- 日程第15 議案第 8号 大槌町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 日程第16 議案第 9号 大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第10号 大槌町在宅福祉サービス事業手数料条例の一部を改正す  
る条例について
- 日程第18 議案第11号 大槌町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運  
営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例に  
ついて
- 日程第19 議案第12号 大槌町企業立地の促進等による地域における産業集積の  
形成及び活性化に関する法律第10条第1項規定に基づく  
準則を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第13号 大槌町地区計画の区域内における建築物の制限に関する

条例の一部を改正する条例について

- 日程第21 議案第14号 大槌町特定用途制限地域内における建築物の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第15号 大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第16号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第17号 大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第18号 大槌町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第19号 大槌町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第20号 大槌町立保育所設置条例を廃止する条例について
- 日程第28 議案第21号 工事請負契約の締結について
- 日程第29 議案第22号 工事請負契約の締結について
- 日程第30 議案第23号 工事請負契約の締結について
- 日程第31 議案第24号 財産の取得について
- 日程第32 議案第25号 財産の取得について
- 日程第33 議案第26号 財産の取得について
- 日程第34 議案第27号 財産の取得について
- 日程第35 議案第28号 財産の取得について
- 日程第36 議案第29号 大槌町沿岸営農拠点センターの管理を行う指定管理者の指定にについて
- 日程第37 議案第30号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第38 議案第31号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第39 議案第32号 町道の路線認定、廃止及び変更について
- 日程第40 議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更することについて
- 日程第41 議案第34号 大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することにつ



いて

- 日程第42 議案第35号 定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第43 議案第36号 平成29年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについて
- 日程第44 議案第37号 平成29年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて
- 日程第45 議案第38号 平成29年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについて
- 日程第46 議案第39号 平成29年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについて
- 日程第47 議案第40号 平成29年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて
- 日程第48 議案第41号 平成29年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについて
- 日程第49 議案第42号 平成29年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて
- 日程第50 議案第43号 平成30年度大槌町一般会計予算を定めることについて
- 日程第51 議案第44号 平成30年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて
- 日程第52 議案第45号 平成30年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- 日程第53 議案第46号 平成30年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算を定めることについて
- 日程第54 議案第47号 平成30年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて
- 日程第55 議案第48号 平成30年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
- 日程第56 議案第49号 平成30年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第5、報告第1号工事請負変更契約締結の専決処分の報告に

ついてから、日程第56、議案第49号平成30年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてまでの52件の一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 平成30年第1回大槌町議会定例会における報告3件、議案49件につきまして一括で提案理由を申し上げます。

報告第1号工事請負変更契約締結の専決処分の報告については、大槌町放課後児童クラブ建設工事の変更契約に関し専決処分をしたことから報告するものであります。

報告第2号「大槌町高齢者のための〇（まる）ごとプラン7」の策定に係る報告については、平成30年度から平成32年度までの3年間における介護保険事業計画及び老人福祉計画を一体のものとして策定し、必要なサービスや負担見込み等を定めたことから報告するものであります。

報告第3号「大槌町教育大綱」の策定に係る報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、その地域の実情に応じた教育学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めたことから報告するものであります。

議案第1号から議案第20号までは条例の制定、一部改正及び廃止の条例であります。

議案第1号大槌町文化交流センター条例の制定については、本年3月30日完成予定の（仮称）御社地エリア復興拠点施設について、名称のほか設置目的など必要な事項等を定めるために制定するものであります。

議案、第2号大槌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を条例で定めることとされたために制定するものであります。

議案第3号大槌町町営住宅併設店舗の使用等に関する条例の制定については、「御社地町営住宅」内に整備した店舗用区画の使用等に関する内容について必要な事項を定めるために制定するものであります。

議案第4号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正により、国等に対する寄附の制限がなくなったことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第5号大槌町町税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正

に伴い、国民健康保険税の課税額の定義について所要の改正を行うものであります。

議案第6号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第7号大槌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第8号大槌町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例については、大槌町放課後児童クラブ利用者の範囲拡大に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第9号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例については、30年度から32年度までの第1号被保険者の保険料率など、所要の改正を行うものであります。

議案第10号大槌町在宅福祉サービス事業手数料条例の一部を改正する条例については、30年度から総合事業への完全移行により、介護保険事業非該当者に対するホームヘルプサービス等を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、指定居宅サービス等の人員、事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係条例の所要の改正を行うものであります。

議案第12号大槌町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び完成活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例については、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第13号大槌町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例については、都市計画決定される町方産業拠点地区の追記及び、建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号大槌町特定用途制限地域内における建築物の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例については、建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第15号大槌町都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例については、土地区画整理事業による清算金の事務処理等について所要の改正を行うものであります。

議案第16号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例については、被災者が入居す

る町営住宅における収入超過者の認定基準額、及び、新たに整備される町営住宅の追加に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例については、大槌町立図書館の施設復旧に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第18号大槌町公民館条例の一部を改正する条例については、大槌町中央公民館吉里吉里分館の施設復旧に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第19号大槌町上水道事業給水条例の一部を改正する条例については、給水装置工事における手数料について定率制から定額制に改正するものであります。

議案第20号大槌町立保育所設置条例を廃止する条例については、本年3月末をもって大槌町立安渡保育所を閉所することに伴い廃止条例を制定するものであります。

議案第21号から議案第22号までは、工事請負契約の締結についてであります。

議案第21号工事請負契約の締結については、町道小鍬1号線（滝見橋）ほか橋梁補修工事に係る契約であります。

議案第22号工事請負契約の締結については、赤浜地区公民館・復興まちづくり支援施設建設工事に係る契約であります。

議案第23号工事請負契約の締結については、沢山地区（第2工区）雨水排水炉整備工事に係る変更契約であります。

議案第24号から議案第28号までは、財産の取得についてであります。

議案第24号財産の取得については、沢山地区幹線道路に係る財産取得であります。

議案第25号財産の取得については、三枚堂地区災害公営住宅に係る財産取得であります。

議案第26号財産の取得については、町方地区災害公営住宅に係る財産取得であります。

議案第27号財産の取得については、大槌町災害公営住宅買取事業（町方地区）災害公営住宅その2に係る財産取得であります。

議案第28号財産の取得については、大槌町災害公営住宅買取事業（寺野地区）災害公営住宅に係る財産取得であります。

議案第29号大槌町沿岸営農拠点センターの管理を行う指定管理者の指定については、大槌町沿岸営農拠点センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、当該施設を指定管理者に管理させるものであります。

議案第30号岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市

町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、紫波、稗貫衛生処理組合が平成31年3月31日をもって解散するに当たり、在職する常勤の職員が本年3月31日付けで退職し、常勤の職員が配置されなくなることから、同日をもって同組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くものであります。

議案第31号岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについては、本年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴う財産処分を定めるものであります。

議案第32号町道の路線認定、廃止及び変更については、町道認定3路線、全部廃止12路線、一部廃止2路線、変更1路線であります。

議案第33号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更することについては、徳並辺地における公共的施設を整備するため、当該計画の事業費等を変更するものであります。

議案第34号大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについては、農林水産業等高次加工処理施設整備事業等の追加に係る変更が重要変更に当たることから、議会の議決を必要とするものであります。

議案第35号定住自立圏形成協定の締結については、定住自立圏構想推進要綱に基づき、大槌町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により、釜石との間において定住自立圏協定を締結するに当たり、議会の議決を必要とするものであります。

議案第36号から議案第42号までにつきましては、各会計の平成29年度補正予算であります。

議案第36号平成29年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについては、今年度の復興交付金事業等の事業費精査に伴い、歳入歳出予算から128億7,232万6,000円を減額し、歳入歳出総額を447億6,079万3,000円とするものであります。第2条では繰越明許費の追加23件、変更12件の補正。第3条では地方債の変更11件の補正であります。

議案第37号平成29年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、保険給付費の実績見込みにより歳入歳出予算に4,066万円を追加し、歳入歳出総額を22億5,853万2,000円とするものであります。

議案第38号平成29年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについては、今年度の復興整備事業の実績見込みにより歳入歳出予算から21億8,262万4,000円を減額し、歳入歳出総額を39億6,374万7,000円とするものであります。第2条では繰越明許費の変更1件の補正。第3条では地方債の変更1件の補正であります。

議案第39号平成29年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについては、今年度の復興整備事業の実績見込みにより歳入歳出予算から、7億5,900万9,000円を減額し、歳入歳出総額を11億2,317万2,000円とするものであります。第2条では繰越明許費の変更1件の補正。第3条では地方債の変更1件の補正であります。

議案第40号平成29年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについては、保険給付費の実績見込みにより歳入歳出予算に4,348万円を追加し、歳入歳出予算総額を14億6,723万4,000円とするものであります。

議案第41号平成29年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、歳入歳出予算から141万5,000円を減額し、歳入歳出総額を1億2,010万1,000円とするものであります。

議案第42号平成28年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについては、収益的支出の予定額から400万円を減額し、予定額総額を3億1,815万3,000円とするものであります。また、資本的収入及び支出において、収入予定額から7億4,801万8,000円を減額し、予定額総額を11億8,990万7,000円とするとともに、支出予定額から7億4,258万1,000円を減額し、予定額総額を12億8,566万8,000円とするものであります。第4条では企業債の変更2件の補正であります。

議案第43号から議案第49号につきましては、各会計の平成30年度予算であります。

議案第43号平成30年度大槌町一般会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を383億1,000万円と定めるものであります。第2条債務負担行為は6件、第3条地方債が20件であります。

議案第44号平成30年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を18億6,845万6,000円と定めるものであります。

議案第45号平成30年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を41億5,932万2,000円と定めるものであります。第2条債務負担行為は1件、第3条地方債が1件であります。

議案第46号平成30年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を16億1,041万円と定めるものであります。第2条債務負担行為は1件。第3条地方債が1件であります。

議案第47号平成30年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を14億3,014万5,000円と定めるものであります。

議案第48号平成30年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を1億2,083万3,000円と定めるものであります。

議案第49号平成30年度大槌町水道事業会計予算を定めることについては、収益的収入及び支出の予定額を収入で2億6,284万8,000円、支出で5億486万7,000円とするものであります。資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入で17億9,132万3,000円、支出で18億9,461万7,000円とするものであります。第5条企業債については2件となっております。

以上、一括で提案理由を申し上げました。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） 以上をもって当局の説明は終わりました。

最後に皆様にお諮りいたします。

後日予定しております予算特別委員会において、議事をスムーズに進行するため、皆様から前もって資料請求を受けたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、5日、月曜日午後5時までに必要な資料名を事務局へ申し出てください。

本日はこれをもって散会といたします。

あす3月3日から5日までは議案思考のため休会とし、6日火曜日は午前10時より再開いたします。

本日は大変御苦労さまでございました。

散 会

午前11時25分